

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内

TEL：026-238-1555 (直通)

TEL：026-238-1580 (苦情専用)

TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)

FAX：026-238-1581

E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp

URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp/

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成30年3月30日(金)	松本合同庁舎 204 会議室	午後1時00分～4時00分
平成30年4月25日(水)	長野県自治会館 1階会議室	午後1時30分～4時30分

2 ISDN回線による請求を行っている事業所の皆様へ

平成30年4月より、ISDN回線による請求は廃止となり、介護給付費の請求は原則、伝送(インターネット請求)または電子媒体による請求となります。

ISDN回線による請求受付は、平成30年3月10日受付締切の2月サービス提供分の請求までで終了となりましたのでご注意ください。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表等や支払通知書等を未取得の事業所につきましては、4月中旬までに全て取得していただきますようお願いいたします。(4月下旬には接続できない状態となります。)

なお、インターネット請求へ変更し電子証明書をすでに発行している場合、電子証明書の有効開始日の翌日以降に発行された通知文書は、インターネット側に届きます。

代理人に委任している場合、通知文書は代理人向けに届きます。その場合、通知文書を取得するには代理人ユーザIDでログインしてください。

電子証明書を発行していない場合には、通知文書は以前と同じ媒体で届きます。(ISDN請求であれば、ISDNで取得できますが、上記にも示したとおり4月下旬には接続できなくなりますのでご注意ください。)

3 書面による請求を行っている事業所の皆様へ

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号、最終改正平成26年8月15日)」の附則第二条から第四条までに規定された事業所が、平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、平成30年3月31日までに、「免除届出書」を本会へ提出する必要があります。「免除届出書」の様式は本会ホームページより取得可能です。

なお、上記附則第二条から第四条に該当しない事業所におかれましては書面での請求はできませんので、電子媒体・インターネット等(CSV形式)での請求へ切り替えてください。

【取得方法】長野県国保連合会のHP⇒ www.kokuho-nagano.or.jp/ トップ

▶介護事業所のみなさまへ▶様式ダウンロード▶介護事業所等▶請求省令に関する免除届

4 平成30年度介護保険請求書等受付日及び介護給付費等支払日について

平成30年度介護保険請求書受付日及び介護給付費等支払日

	請求書受付日										支払日
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
4月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	27日 (金)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	30日 (水)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	29日 (金)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	30日 (月)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	30日 (木)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	28日 (金)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	30日 (火)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	29日 (木)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	28日 (金)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	30日 (水)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	27日 (水)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	29日 (金)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

<<<請求の留意点>>>

【伝送請求】

- ・請求受付期間中は24時間受付が可能です。(サーバメンテナンス時等は除く)
- ・誤った請求を送信してしまった場合は、毎月10日までは事業所側で修正・再送信が可能です。事業所側で請求取消しを行い、ファイル単位で再請求してください。
- ・なお、取消し処理を行った場合、取消し処理が完了したかを確認し、その後、正しいファイルを送信してください。

【電子媒体等請求・書面による請求】

- ・○ → 8:30~17:00まで請求受付を行います。(土曜・日曜・祝日は、9:00~16:00まで)
- ・書面による請求を行う場合は、平成30年3月31日までに、本会へ免除届出書を提出済みの事業所のみが該当となります。

【共通事項】

- ・請求締め切りは土日・祝日関係なく毎月10日締切厳守をお願いいたします。

平成30年2月請求分の支払日は3月30日(金)、平成30年3月サービス分の請求受付期限は4月10日(火)です。